

# 追悼

故 須藤 正彦 会員 (22 期)

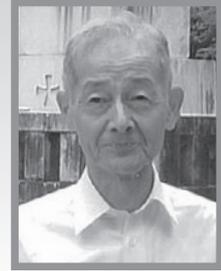
2016 年 11 月 5 日 逝去・73 歳

1988 年度 東京弁護士会副会長

1992 年 司法研修所民事弁護教官

2004・2005 年度 日本弁護士連合会綱紀委員会委員長

2009～2012 年 最高裁判所判事



## 正義の人 須藤正彦弁護士を偲ぶ

会員 縣 俊介 (50 期)

須藤正彦弁護士が、2016年11月5日に逝去された。満73歳、享年74歳の早すぎるお別れであった。

同年の10月半ば過ぎから入院されていたことを後で知ったが、心配をかけまいと、担当秘書には内密にと伝えていたようである。最高裁判事を退官後は、講演等外部の仕事を中心とした生活を送られており、1～2週間お会いしないことも普通のことだったので、我々同じ事務所の弁護士にとっても突然の訃報であった。

須藤弁護士には、私が弁護士登録3年目にジュニアパートナーとして机を置かせていただいて以降、長年にわたり薫陶をいただき、私にとって弁護士としてのみならず、人としての生き方の目標であった。

須藤弁護士は、何よりも「正義」を大切にし、個人的な利欲に心を動かすことなく、常に高潔な姿勢で職務に当たっておられた。依頼者との関係でも、正義に反する主張には決して同調しない一方で、依頼者の正当な利益を守るためには全力を尽くした。須藤弁護士は、弁護士業務について、ビジネスという捉え方は希薄で、ご縁のできた方のために力になるのだというシンプルかつ力強い信念の下で職務に従事していたように思う。

須藤弁護士は、その高い見識と正義感で、1992年には司法研修所の民弁教官、2004年には日弁連の綱紀委員長を務められ、そして2009年には最高裁判事に就任した。最高裁判事として、数々の重要事件に関与されたが、担当秘書宛に、万一の場合の連絡先等を整理して渡していたメモには、ご自身が関与された代表判例として、いわゆる一票の較差

に関する最判平成23年3月23日と、大手消費者金融業の創業者に対する贈与税の取消等に関する最判平成23年2月18日の2つが挙げられていた。前者の判決における須藤弁護士の補足意見には、国民の選挙権のあり方に対する深い洞察がなされている。また、後者の判決は、大手消費者金融業の創業者の長男が贈与税の課税処分の取り消しを求めた事件で、結論として税務署長の課税処分が違法とされ約2000億円の税の還付がなされることになったことから、国民感情的な判例批判も少なくなかった事案であった。後に、須藤弁護士は、「弁護士から最高裁判所判事へ―折々の思索」(商事法務、2014年)という著書の中で、結論の具体的妥当性について苦衷の意を率直に表明しつつも、「税金を返さないという結論を生じさせるために、相続税法上の『住所』についてだけ独自のしかし無理な解釈を施すことは、あたかも一つの事件の解決のためだけに、人間が長い歴史をかけて築いてきた租税法律主義や立憲主義を担保するという役割を司法(裁判所)が放棄するおそれがある」と書いておられる。あえてこの事件を代表判例として書き記されたことに、須藤弁護士の法律家としての信念を感じる。

須藤弁護士とのあまりにも早すぎる突然のお別れに、かけがえのない大切な方を失ったものと残念でならないが、残された者としては、須藤弁護士がその生き方で示してくれた法律家としての模範を受け継ぎ、社会に貢献していくことが、恩返しになると信じ、精進して参る所存である。

須藤先生、本当にありがとうございました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。